



新市の名称が 「下田市」に決定

十二月二十四日(水)午後一時三十分から下田市民文化会館小ホールで、第七回南伊豆地区一市三町合併協議会が開催され、新市の名称は小委員会が提案した「伊豆下田市」、「伊豆海市」、「伊豆南市」、「下田市」、「南伊豆市」の五候補から委員全員による二回の投票の結果、「下田市」とすることが決定しました。

新市の名称については、公募した三千七百十四点から小委員会が提案した五つの名称候補について協議がされました。委員からは、「名称から新市の場所が特定できる南伊豆市を推します。」という意見と、「南伊豆地区一市三町は、いずれも観光産業が主体であるため、開国の町という歴史があり、国内外に知名度のある下田市を推します。」という意見などが出され、協議による全会一致の決定が困難な状況と判断されたため、会長、副会長と全委員の計二十六人による無記名投票を行うこととなりました。

投票では、下田市が十五票、南伊豆市が七票、伊豆下田市が三票、伊豆海市が一票とな



り、投票総数の三分の二以上を獲得した候補がないため、下田市と南伊豆市の上位二候補による決選投票が行われました。

開票の結果、下田市が十七票、南伊豆市が九票となり、新市の名称は下田市とすることが決定しました。

第七回南伊豆地区一市三町

合併協議会その他の報告、

協議、提案事項については、

裏面をご覧ください。

合併協議会開催

第七回合併協議会開催

報告事項として

新市基本計画策定小委員会 経過報告

十二月二日（火）に河津町にて第六回の委員会を開催し、公共施設の適正配置検討のため、河津町内の各種施設を視察後、新市基本計画の第二次素案について、また、十七日（水）には第七回の委員会を開催し、最終素案について協議を行いました。

協議事項として

地域自治組織の取扱いについて

前々回に提案された内容について協議され、次回以降確認することとしました。

新市の名称について

「下田市」を新市の名称とすることが確認されました。

新市の事務所の位置について

前回提案された内容について協議され、次回以降確認することとしました。

し、平成二十四年度まで不均一課税とすることなどが提案されました。

各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について

農業について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
一部事務組合等の取扱いについて（その二）

前回提案どおり確認され、西伊豆町にある斎場、火葬場）については、これまでと同様に使用することが確認されました。

慣行の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱い（保健事業）について

各種事務事業の取扱い（その他事業）（選挙制度について

）

までの協議事項については、前回提案どおり確認されました。

提案事項では

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険税の算定方式については、一市三町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぎ、保険税については、合併新法の規定を適用

し、平成二十四年度まで不均一課税とすることなどが提案されました。

各種事務事業の取扱い（建設関係事業）について

原材料支給事業については

一市三町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐことなどが提案されました。

また、道路、河川工事に伴う受益者負担金については、廃止の方向で調整し、急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金については、河津町、南伊豆町および松崎町の例により調整することなどが提案されました。

各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について

上下水道事業については

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市移行後五年以内に水道事業計画を含めた水道事業の統合を図ることなどが提案されました。

また、水道料金、加入金について

については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道事業の統合と併せて統一することなどが提案されました。

下水道事業について

下水道事業については現行のとおり新市に引き継ぐことなどが提案されました。

各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について
幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐことなどが提案されました。

ただし、授業料（保育料）及び預かり保育料については、新市に移行後速やかに調整することなどが提案されました。

各種事務事業の取扱い（社会教育事業）について
図書館の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、開館時間、休館日及び利用内容については新市において調整することなどが提案されました。

スポーツ大会、スポーツ教室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整することなどが提案されました。

第八回合併協議会のご案内

第八回南伊豆地区一市三町合併協議会は、一月二十一日（水）午後一時三十分から、南伊豆町中央公民館において開催されます。

会議は公開で誰でも傍聴ができますのでご来場ください。

【問合せ】

企画観光課（42）3964